

# 包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成25年11月22日公表)

TAKAMATSU

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表します。

平成25年11月22日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

## 高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 【包括外部監査結果に基づく措置通知一覧】

H25.11.22

措置通知No.	監査年度	テーマ	報告書該当ページ	区分※	所管部局	措置通知日
No.1	H13	借金の次世代負担許容額について	P31	意見	財政局 財産活用課 財産管理室	H25.8.28
No.2	H21	出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について	P81	意見	財政局 財産活用課 財産管理室	H25.8.28
No.3			P81	意見		
No.4	H24	高松市の関連諸団体	P188	指摘	創造都市推進局 美術館美術課	H25.8.30
No.5			P144 P188	意見		
No.6			P145 P188	意見		
No.7			P147 P188	意見		
No.8			P147 P187	意見		
No.9			P148 P188	意見		
No.10			P148 P188	意見		
No.11			P148 P188	意見		
No.12			P188	意見		

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの  
(平成25年8月以前の措置通知公表文では「改善を要する事項」と表記)

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの  
(平成25年8月以前の措置通知公表文では「意見を付された事項」と表記)

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成13年度	借金の次世代負担許容額について	
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	財政悪化に対する危機意識を各担当主管課で共有化することが必要であることについて		
内容	施設建設については凍結、計画見直しにより新たなる借入負担は生じないが、すでに取得した用地に係る借金の返済と金利負担は財政上の負担として今後とも続く。償還負担が増大することに対する危機意識が脆弱であったといえる。財政悪化に対する危機意識の共有化が各担当主管課それぞれに必要である。		
報告書該当ページ	31ページ		
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu13/13-1.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月28日
所管部局	財政局 財産活用課 財産管理室
措置結果	<p>平成24年9月に策定した「ファシリティマネジメント推進基本方針」において、財政状況が厳しいことについて言及し、平成24年11月12日に、各課の管理職を対象に説明会を開催し、情報を共有した。</p> <p>また、平成25年8月21日に管理職等を対象とするファシリティマネジメント研修会（「施設仕分け」「高松市における公共施設の最適化の取り組み」）で、多額の更新・維持管理費が必要となる公共施設の適正化の取組が急務であるとの認識を深めた。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成21年度	出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	繰越準備金の有効活用の検討について <span style="float: right;">（高松市土地開発公社）</span>	
内容	<p>現金及び預金のうち約7,900万円は繰越準備金に対応するものであり、これは、市の買取りに対し事務手数料として請求していたものが累積されたものである。現在、人件費・家賃・光熱費等の事務費の大部分は市が負担しており、土地の取得については新規借入を実行するため、公社で特に必要な内部留保資金というものはない。キャッシュフロー計算書からもわかるように、これに基本財産500万円を加えた、8,400万円については定期預金で運用されており、平成20年度の公社事務費の約2/3に相当する額の利息収入がある。</p> <p>この繰越準備金については、市全体として財政状況に余裕があるわけではないことから、公社の借入金返済資金の一部に充てるなど有効活用すべきである。</p>	
報告書該当ページ	81ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu21/ho219-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu21/ho219-2.pdf</a>	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月28日
所管部局	財政局 財産活用課 財産管理室
措置結果	<p>平成23年度決算において、繰越準備金は損失金処理に充てた。</p> <p>なお、平成24年度包括外部監査の報告において、「繰越準備金は損失金処理に充てられており、監査の指摘に対応されている状況にある。」とされている。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成21年度	出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	土地開発公社の今後のあり方の検討について <span style="float: right;">（高松市土地開発公社）</span>	
内容	<p>土地開発公社については、存廃も含め、今後のあり方について議論を始める時期にあると考えられ、以下の点に留意すべきである。</p> <p>①現在のデフレの状況では、先行取得制度は逆ざやで損失を招いているといえる。今後の用地取得については、先行取得のメリットの有無や、市の綿密な予算編成による取得の可能性について検討すること。</p> <p>②新規取得は減少方向にあり、公社は、取得に要した借入金の返済および市への売却処理が主な業務となってきた。借入金の返済が終了すると、公社は休眠状態になると考えられる。休眠状態での存続には、無償兼務で役員及び職員となっている市職員の見えない人件費等、公社運営コストがかかり続けること。</p> <p>③団体解散の際の大きな問題の一つが、いわゆるプロパー職員の処遇問題であるが、当該公社は市職員の兼務で運営されていること。</p>	
報告書該当ページ	81ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu21/ho219-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu21/ho219-2.pdf</a>	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月28日
所管部局	財政局 財産活用課 財産管理室
措置結果	平成24年度第1回土地開発公社理事会において、今後の土地開発公社のあり方を討議した結果、今後、公社の保有資産の処理が進み、保有資産が少なくなった時点で、解散について改めて協議することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度 高松市の関連諸団体	
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	販売品の売上は、通帳への入金または現金売上管理リストにより管理することについて <span style="float: right;">（高松市美術館友の会）</span>	
内容	商品や丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のチケットなどは、商品引き上げ時などまで、売上金を現金で金庫に保管しており、それまで帳簿外の現金を保管することになり、不適當である。 商品売上についても、通帳に入金することが望まれる。または、現金売上管理リストを作成し、現金として管理する必要がある。	
報告書該当ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	販売品の売上については、平成25年度から売上があった日の翌銀行営業日に全て通帳に入金するよう改めた。 なお、塩江美術館で取扱う商品の売上については、取扱銀行が近くに無いため、現金売上管理リストにより管理し、月末やそれぞれの契約期間終了時などに高松市美術館へ持参し、商品ごとの売上金を、通帳に入金することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	<p>預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて (高松市美術館友の会)</p>		
内容	<p>統制上問題があるとされているキャッシュカードは作っていないので、現金での集金や支払を、個別にその額で銀行の出金伝票に記入して入出金し、通帳の記録を残しているものが多い。 確かに、照合は容易であるが、現金をいったん預かって入金することなどから、むしろ現金の取り扱いに関する管理が抜け落ちてしまう可能性がある。また、件数が多いものについては、銀行での入出金のための作成伝票の記入事務が増える一方、預金通帳の記載は引出処理した事実しか記載されないため、通帳に一件ごとに、用途などを手書記入している団体が多い。 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。</p>		
報告書該当ページ	144ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	<p>出金については、平成25年度から銀行振込で支払をする場合の支払額と振込手数料を合計額で出金することなどに改めた。 また、入金については、週末の入金は週明けの銀行営業日にまとめて入金することとした。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	<p>会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて  <span style="float: right;">（高松市美術館友の会）</span></p>		
内容	<p>出納簿等の記載、銀行口座からの出金日と領収書の日付を比較すると、相当の団体で、会員又は市役所職員による立替払いが行われている。          会員による立て替えは、必要経費を役員会等で集まった時に精算するなどの理由で、市役所職員による立て替えは、少額の消耗品を購入するような場合に発生している。          専従ではない市民活動の実態を考えると、実際の購入等による支出日と、会からの支出が同時に行えないことも想定した書類整備が必要と思われる。          現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。          また、会員等が立替払いを行う場合には、用途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。</p>		
報告書該当ページ	145ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	<p>休日に行われるイベント等に必要な経費については、平成25年度から資金前渡により事前に支出し、イベント等終了後に精算書により精算処理することに改めた。</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	事業収支は、総額により計上することについて (高松市美術館友の会)		
内容	参加費収入を事業費から差し引いたり、事業収支の差額だけを収支計算に計上している団体も多い。収支の実態を示すように、総額により計上することを原則とするべきである。(ただし、完全会費制の懇親会など、総額計上が却って実態を表さない場合を除く。)		
報告書該当ページ	147ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	美術鑑賞旅行の経費については、平成25年度から旅行参加費を収入（旅行費）として、旅行開催経費を支出（旅行費）として計上することに改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	予定した事業に見合った予算の策定と予算と決算が乖離した場合の承認について <div style="text-align: right;">(高松市美術館友の会)</div>		
内容	事業費に比べ多額の繰越金を持ち、これを含めて支出する予算を策定したり、予定していた事業が実施されないなどの理由で、実際の支出実績が毎年予算と大きく異なる団体がある。 また、予算と実績が、予定した事業が行われなかったなどの理由で大きく乖離している団体もある。 繰越金を使う予定がないにもかかわらず、使い切る予算の策定を行うことは不適當である。実際に予定した事業に見合った予算の策定が必要である。それでも予算と決算が乖離した場合には、乖離した理由を記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。		
報告書該当ページ	147ページ	187ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	予算の策定については、平成25年度から通常の事業は一般会計として事業に見合った予算を計上し、周年事業など特別な事業は特別会計を新たに設けて予算を計上することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	□指摘	■意見	
指摘・意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて (高松市美術館友の会)		
内容	<p>ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。監事に実施してもらふべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。</p>		
報告書該当ページ	148ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	監事監査については、平成25年度から「監事監査チェック表」を作成し、確認事項をチェックしながら監査を実施することに改めた。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事および会の意思決定機関への確認について <div style="text-align: right;">(高松市美術館友の会)</div>		
内容	監事監査の報告のほとんどは、署名のうえ、個人印が押印されたものを印刷配布している。高松市の情報公開の取扱いによると、公務員等以外の者の印影は公開していない。 市の文書の取扱いとの整合性を考えれば、監事の監査についても、署名押印された監査報告書を保管のうえ、記名と®記号を記載した監査報告書を配布する方法も考えられる。 また、配布先は会員・構成員に限定されることから、監査が実際に行われたことを知らせるためにも、署名押印のものを配布するべきとの考え方もある。 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名®等で配布するかの取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。		
報告書該当ページ	148ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	監査報告の監事の署名印影の取扱いについては、平成25年度から監査の際に監事に印影の公開について確認することとした。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

包括外部監査における指摘または意見			
監査テーマ	平成24年度		高松市の関連諸団体
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	
指摘・意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市美術館友の会)		
内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。		
報告書該当ページ	148ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	処務規程については、平成25年4月22日開催の高松市美術館友の会理事会において制定し、同日から施行した。

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

包括外部監査における指摘または意見		
監査テーマ	平成24年度 高松市の関連諸団体	
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	会員証の在庫数を発行数等と合わせて管理することについて (高松市美術館友の会)	
内容	<p>発効前の白地会員証は、まとめて印刷され、保管されている。印刷コストがかかるため、連番などは入っていない。在庫数は把握されているが、発行数と合わせた管理は行われていない。</p> <p>会費も800円と安価であるが、本来は、在庫数を数え、発行数、書き損じと合わせて在庫管理するべきである。</p>	
報告書該当ページ	188ページ	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

指摘または意見に対する措置	
措置通知日	平成25年8月30日
所管部局	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	会員証の管理については、平成25年度から会員証管理簿により、毎月末に在庫数等を確認し、管理することとした。